

| | |
|------------------|---|
| Title | 慶長期「煙草」禁令考 |
| Sub Title | Study of cigarette laws during the Edo shogunate around Keicho era |
| Author | 村石, 正行(Muraishi, Masayuki) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 2021 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.90, No.1 (2021. 9) ,p.1 (1)- 18 (18) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20210900-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶長期「煙草」禁令考

村石正行

はじめに

日本における伝来期および初期拡散期の喫煙史研究は、一次史料に限られることもあり、必ずしも明らかに成っていない分野といえる。そのなかにあつて、宇賀田為吉氏による『煙草文献総覧』は和・漢・洋書の煙草関係文献を網羅した大著で、この時期の史料の概要を一瞥できるものである。⁽¹⁾宇賀田氏は前近代和書については、「梅

すでに越後国出雲崎で煙草を生業とする者がいたとされ、また文祿年間の「鹿苑日録」にたびたびあらわれる僧侶の贈答物としての「煙草」が煙草を指すものとして考えられてきたが、これについては鈴木達也氏の異論がある。⁽²⁾本稿の趣旨は江戸幕府禁令の変遷について素描することにあるため、ここではこれらの事象については鈴木氏の研究史整理を参照していただき、判断はひとまず保留しておく。

津政景日記」など『大日本史料』所収の古記録の引用文献を掲載している。しかし多くは「当代記」「慶長見聞集」など近世の二次編纂史料を主として取り上げられ、古文書類は書誌の性格上除外されている。喫煙の日本国内での始まりについては、天正四年「越後国三嶋郡出雲崎村御水帳」の「たはこや」との記述から、この時代に

さて、信濃国で煙草禁令の史料として知られるもつとも早いものは、「今度たはこの事重而御法度被仰付事」⁽³⁾（佐久郡小田井宿安川家文書）である。

今度たはこの事重而御法度被「仰付」事

一、たはこのミ申間敷候事

一、たはこ郷中にてつくり申間敷候事

一、たはこうりかい申間敷候事

右之分相そむき申、たはこのミ申か、又ハ郷中二つくり申か、うりかい申候ハ、そこに次第第二五人く

ミ共ニ御せいはい可_レ被_レ仰付_レ候、一札如_レ件、

う七月五日

五木村

中野七蔵様御申候

将監(印)

この史料は、明治二二(一八八九)年八月に東京帝国大学文科大学(現東京大学文学部)教授星野恒氏によって採訪されたものである。佐久郡小田井宿(現在の御代田町)本陣兼帯問屋の安川家に遺された文書のうちの一通である。これは『大日本史料』に収録されており、「卯」の年次を慶長二〇・元和元(一六一五)年に比定している。戦後、児玉幸多氏は『近世農村生活史』のなかでこれをいち早く取り上げ、近世初頭において全国でも最も早い部類の五人組制度の実態をあらわす史料として紹介している⁽⁴⁾。しかし後述するように、この文書には不審点が多い。

なお、この文書が編年の『大日本史料』上で元和元(乙卯)年に位置づけられた理由は、この年、作付・売買・喫煙禁令(煙草を作り、売買し、呑むことを禁止)が幕府奉行衆により出されているからである。そこで、

元和元年という年に着目し、以下、煙草に関わる文書を抽出しながら、この年の煙草禁制の動きを素描し、改めて安川家文書の位置づけを推測したい。

一 慶長一七・二〇年の煙草禁令

煙草が九州で広がりを見せたのは慶長年間である⁽⁵⁾。すでに慶長一四(一六〇九)年には幕府による禁制が出されている⁽⁶⁾。これは「喫煙」のみの禁止であった。慶長一七年の禁令(史料二)では、さらに「売買之者迄」が禁止・罰則の対象となっている。附けたりで「何れの地に於てもたはこ作るべからざる事」とあるように、「作付」が禁止となったのも、この禁令(史料二)が初見である⁽⁷⁾。

史料二「條々」(御当家令條二十九)

(前略)

一、たはこ吸事被_レ禁断_レ畢、然上は売買之者迄も於_レ見付輩_レは双方之家財を可_レ被_レ下也、若又於_レ路次_レ見付に付てハ、たはこ并売主を在所に押置、可_レ言上、則付けたる馬荷物以下、改出すものに可_レ被_レ下事、

附、於_レ何地_レもたはこ不_レ可_レ作事

(中略)

慶長十七年八月六日

青山図書助

安藤対馬守

土井大炊助

藤田能登守殿

喫煙は武家社会のみならず庶民まで広がっていたことを示す史料が米沢藩上杉家に遺されている。慶長一七年、米沢では、次の法度が出された。⁸⁾

史料三 「上杉家重臣掟書」

掟

(中略)

一、多葉粉病者老人ハ不_レ苦、下々寄合猥呑候儀用捨アルベシ、縦老人病者タリトモ海道或主人ノ供仕門庭ニ於テ吞事一切停止之事(中略)下々寄合猥呑候儀用捨アルベシ

慶長十七年八月十三日

山岸中務少輔尚家

平林藏人佐正恒

水原常陸介親憲

岩井備中守信能

安田上総介能元

これによれば「多葉粉」は病人・老人はいうまでもなく、下々が巷間で喫煙することは必ずしも処罰の対象ではなかった。むしろこの段階では「病人や老人は苦しからず」という表現から、老・病人の喫煙は当然許されるべきものという認識であった。

史料四 「当代記四」⁹⁾

慶長十三年十月、此二三ヶ年以前ヨリタバコト云モノ南蛮船ニ来朝シテ日本ノ上下専之諸病為_レ此平愈ト云々、然所ニ此比嚙_レ之者、悶絶シテ頓死多_レ之又自_二南蛮_一医師来朝シテ云ク、此タバコ吸モノ雖_レ有_レ発_レ病、葉ヲ與事如何ト云々、タバコノ事医書ニ依_レ無_レ之如_レ此云、我朝ノ医師モ同_レ之、

史料五 「吉川広家(如兼)自筆書状」¹⁰⁾

今度罷出之事、公儀内儀彼は短束心遣之事、更無_レ申付候、万事ニ付_レ之、美濃殿為に付肝心之処候之刻、罷出、自々例年に相易候忠節共候、諸事分別前候間、不_レ及_レ申候、仍たはこ一折遣_レ之候、船中受用尤候、なお此もの申へく候、恐々謹言

正月六日

如兼(花押)

〔捻封ウハ書・墨引〕 二兵介殿 如兼

史料四で、当初煙草が諸病平癒の薬として用いられたこ

とが記されており、史料三での老病人の喫煙もこうした事実を裏付けるといえよう。また史料五では船中での服用が勧められており、船酔い防止に使用されていた。

さらに注目すべきは、喫煙をしてはならない場合、その禁止理由として「老人病者タリトモ海道或主人ノ供仕門庭ニ於テ吞事一切停止之事」とあるように、海道すなわち公道上、あるいは目上の者に対して道徳上、問題視されていることであろう。

史料六では直江兼統が須田右近に対して、「煙草が手元に払底した際、煙草九〇枚をご配慮いただき、ことのほか満足です」と謝し、さらに追加で届けば贈っていただけば、と煙草の無心をしている。

史料六 「直江兼統書状」

爰元拂底之時分一段之たはこ九十枚、被_レ懸_二御意、別而令_二祝著_一候、比類気合ニ相当候條、自然其辺重而も到来候者、可_レ被_レ懸_二御意_一候、猶期_二後音_一候、恐々謹言、

(慶長十七年) 七月廿六日

須石様 まいる

このように米沢藩ではかなり広範囲に喫煙が広がっているのである。

と同時に兼統は、幕府の禁制の状況について詳細を江戸家老千坂高信に「追而たはこ其外御法度之様子懇ニ相尋可申付事」と確認しているように、煙草法度の動向を兼統自身が注視していることがうかがえる。

慶長一七年に次いで、全国に煙草禁令が出されたのは慶長二〇年六月である。

史料七 「幕府老臣連署状」¹³⁾

急度申入候、タハコ吸候儀御法度被_二仰出_一候間、猶御領分タハコ売買・同作候儀、具以可_レ被_レ致_二停止_一候旨上意候條可_レ被_レ成_二其御心得_一候、恐々謹言

慶長廿年六月廿八日

安藤对馬守在判

土井大炊助在判

酒井雅楽助在判

黒田筑前守殿^{長政}

慶長一七年段階では、煙草禁制の本旨は「喫煙および売買」で、作付については「附けたり」として禁止されており、本文とは区別されて付加されたものである。

いっぽう慶長二〇年令は、御領分において喫煙および「タハコ売買・同作」と、本文で売買・作付けとも全面的に禁止している。この時点で「喫煙・売買・作付」の

三観点での全面禁令が初めて出されたのである。この作付禁令は、次の史料により、ある程度実効があったようである。

史料八 「義演准后日記」一九⁽¹⁴⁾

閏六月十日タハコ禁制、作タルモ、悉引捨了、当郷昨日尚相触了、

十一日タバコ伊賀守法度状来、寺領分相触了、

史料九 「新編会津風土記」⁽¹⁵⁾

たはこすひ候儀かたく御法度に候間、たはこうりかひ同つくり候儀、可^レ令^二停止^一之旨、江戸御奉行衆より被^二仰出^一候條、手前に有^レ之たはこ、来十五日以前二ことくひきすてやき捨可^レ申候、もし十五日過申候てすひ候歟、取あつかひ候ハ、可^レ被^レ成^二御成敗^一可^レ成^二其意^一者也、

慶長廿年七月五日

稲田数馬

史料八・九からも禁令が出された直後に、煙草が廃棄されたことが知られるのである。

以上のように、幕府の煙草禁令は当初は喫煙そのものを取り締まるものであったが、売買・作付禁止を加えた。さらに元和二（一六一六）年には、煙草を栽培した町人は五〇日、百姓は三〇日、食糧自分持で籠舎、煙草を売

っても同罪などを定めることで、むしろ「作付け」を取り締まることが主旨となった禁令に変化していったことがうかがえる。⁽¹⁶⁾

しかし、禁令にも関わらず、煙草の栽培はますます広がっていった。幕府が寛永一九（一六四二）年に本田島以外での煙草栽培を認め、⁽¹⁷⁾新開地に限って煙草栽培を許すに至って禁令の形骸化をもたらしした。作付制限令・田畑勝手作の禁、五人組帳前書などで百姓を教諭し煙草作りを戒める本百姓維持政策を維持しつつも、本田畑以外での煙草作付けは緩和された。信濃国では一七世紀後半、松本藩藩用として栽培されていたものが次第に一般販売にまで用途が拡大した。生産者一人の作付量は少ないが、⁽¹⁸⁾広範囲に集荷することで煙草問屋が松本城下に成立していた。⁽¹⁹⁾松本藩役人が、煙草産地である生坂に出張し検品している。藩では煙草栽培を、作付け禁止から、商品作物として栽培をコントロールする政策へと転換していったのである。とくに米の生産力の低い中山間地では、藩が中心となって煙草などの商品作物の生産と流通を進め、「生産力の高い」地域へと変質させていったことが認められる。⁽²⁰⁾

三 薩摩藩主島津家久の苦惱

ポルトガルから煙草がもたらされると最も早く流行したのは九州で、薩摩藩では「龍伯尊公・惟新尊公」⁽²¹⁾すなわち島津義久・義弘兄弟の時代に流入した。なかでも義弘と家久(忠恒)父子が、家中重臣レベルの喫煙について苦慮する書状のやりとりが見られる(史料一〇)。慶長二〇年二月、重臣の喫煙に驚く家久の様子がうかがえる史料である。平成三〇年、ネットオークションで卷子状になった島津家臣関係の近世書状および手鑑など二五点を一卷としたものが出品されていた。あまり注目されていなかったため、筆者が落札できたものである。史料一〇はその冒頭の書状である。筆跡は家久の自筆とみて間違いない、これまで知られていた「薩藩旧記雑録」に掲載されているものはこの写だろう。この写を原本と比較すると、文字に若干異同があるため、写真版とともに翻刻文を掲げる。

史料一〇 「島津家久書状」自筆書状⁽²²⁾

〔元和元年〕

猶以此方之儀別而尋可_レ申候たはこの事ハ天下之御法度之事

二候間いかほともきひしく御暖候儀尤候

被_レ入_二御念_一御直筆之尊書忝拜見仕候、

一、先日鎌田左京亮を以申上候、今度たはこのミ申衆御暖之儀、知行を被_二召上_一尤之由申上候、就_レ其よくく被_二聞召_一候へは、かしらたち候衆のミ申候由候哉、左様候ハめしにくき儀も可_レ有_レ之由御尤存候、就中比宮内少・鎌又七郎此兩人なともミ申候由候哉、於_二必定_一者笑止と存候、猶々たしかなる証跡の義御尋重而可_レ被_二仰聞_一候、此方にても可_レ承候事、

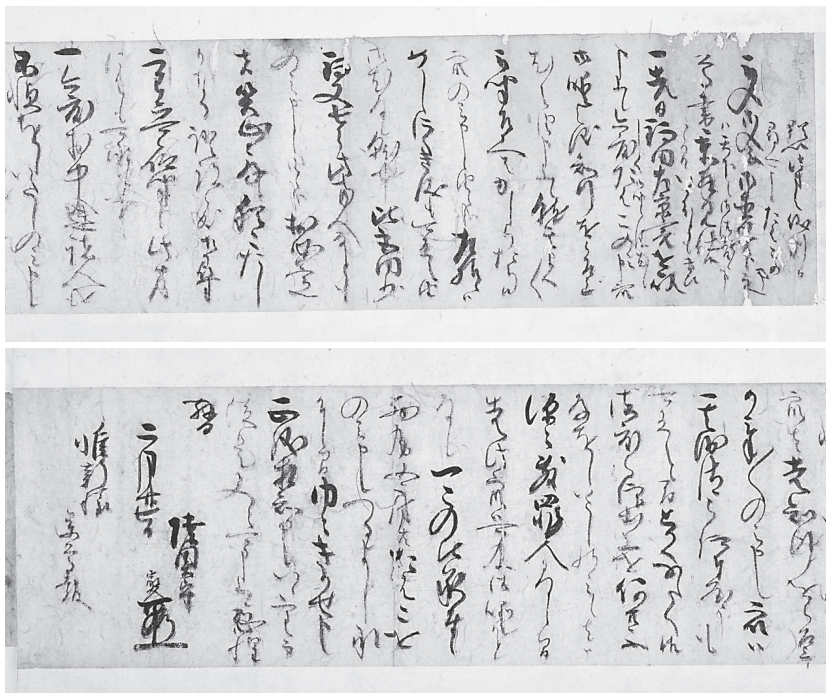
一、今度於_二中途_一諸人をも不_レ憚、をしいたしのミ申候衆者、先知行を被_二召上_一、かけく_レのミ申候衆ハ其沙汰被_二仰付_一やうも可_レ有_レ之候間、とかくかたく御法度被_二仰出_一上を何共不_レ存、をしいたしのミ候者々、深々敷罪人にて候間、先此衆ハ可_レ及_二御暖_一かと存候、一、この比承付候、西丸女房共たはこをのミ申候つるよし承付候之間、内々きかせ申正儀相知申候ハ、重而従_レ是又々可_二申上_一候、恐惶敬白

陸奥守

家久(花押)

二月廿七日

惟新様



参尊報

まず、鹿兒島城の島津家久は加治木にいる義弘からの念のこもった自筆書状を受け取ったことが述べられる。続いて以下のようにある。

「先日直臣の鎌田左京亮政徳を使者に送つて申し上げた件、つまり煙草を吞む者共の裁き（暖い）については、知行を召し上げるのがよいとのことを申し上げました。しかしそのことについて（義弘が）よくお聞きになったことによれば、頭立（侍大将）の衆までも吸っているということであるとか。そうであれば召し上げにくいというのはごもつともです。とくに比志島宮内少輔、鎌田又七郎の兩人なども吸っていると申されますか。もしそうならば残念なことです。なおなお確かな証拠を調べて改めてお聞かせください。こちらでも承ります。

一 公道において他人（の目）をはばからず、煙草をおもてにだして吞む者に

ついては、知行を召し上げ、隠れ隠れ呑む者は（同じく）沙汰をしたいところですが、とにかく厳しい御法度があるにもかかわらず、なおも人目をはばからず煙草を呑むものは、より根が深い罪人であるので、まずはこの衆をお裁きになられればと存じます。

一 このごろ聞きつけたこと、（つまり）西丸の女房たちが煙草を呑んでいたということを聞きつけたので、内々に話して聞かせ、正しい事実が判明すれば、かさねてこちらから再度あなたに申し上げるつもりです。恐惶敬白」

まず鎌田政徳⁽²³⁾の使者の件はその関連する記事が「島津国史」⁽²⁴⁾に見える。これによれば、家久が使者を送ったのは二月二二日で、煙草禁止の法度が厳しいこと、なおも喫する者については土地を収公すべきことを提言したという。

史料一〇は、この記述の内容をより具体的に記している。薩摩藩主島津家久は家中内に煙草がひろがっていることから、知行召し上げという厳罰に処することを父義弘に伝えた。しかし父義弘から、譜代の比志島宮内少輔⁽²⁵⁾鎌田又七郎⁽²⁶⁾なども吸っているなど予想外に蔓延していることを聞き、あらためて驚いていることがうかがえる。

追而書で「天下之御法度之事二候間いかほともきひしく御暖候由尤候」と記し、厳しい処断も辞さない姿勢を伝えている。

もつとも興味深いのは、西丸の女房が喫煙している事実である。義弘は当時加治木に隠棲していたが、西丸は一般に隠居大名の居所だから、鹿児島城西丸にいる義弘に付いていた女房たちの喫煙がしるされているのである。古文書、とくに武家文書のなかに女性の喫煙について記されていることは珍しく、このなかでも元和元年は、極めて早い事例と見られる。

ただし、江戸時代後期には、女性の喫煙はすでに一般的になっており、当時は社会的に驚くべきことではなかったと中村文氏はあきらかにする。近世後期の版本の挿絵にみえる女性の喫煙場面を類型化した中村氏は「江戸時代においては、女性の喫煙そのものは何ら非難されるものではなく、対人関係の規範のなかで女性は当たり前に喫煙した。一方、喫煙が強調される場面には女性の生業により差別化が行われている」とした。⁽²⁷⁾このなかで女性の職業と喫煙の関係を『人倫訓蒙図彙』から論じた中村氏は、田植えなど農業をする手間に喫煙する早乙女、竈の前で餅を焼く焼き餅師、そして遊女を喫煙女性の具

体例としてあげる。また同様に女性の生業を身分で分類した『百人女郎品定』でも、女性と煙草（煙管）をセツトで描くものに、売春婦またその奉公人、歌比丘尼・梓神子などの芸能者、産婆をあげ、「低い身分に位置づけられた生業の女と喫煙は結びつけられている」と結んでいる。中村氏の述べるように江戸時代の下層女性の喫煙が江戸時代後期には社会的に一般的であったとすると、その意味でも武家に仕える女房衆が江戸時代初期に城中で喫煙を常習化していた事実は、支配者層に位置づけられる島津家当主の拒絶的ともいえる反応とともに、極めて興味深いものといえるだろう。

幕府は全国に煙草の喫煙のみならず売買・勝手作を禁止する法度を出した。前述の「島津国史」にも、六月五日には薩摩藩独自に煙草禁制を發布したと記され、同二八日に連署状が幕府より届いた。島津家にはその写が残されている（史料一一）。慶長一七年の法度が売買および喫煙の禁止であったのに対し、作付けまでも対象に禁止する法に強化されている。史料一二からは、この法度が薩摩に届く前に、義弘・家久父子が煙草の扱いについて相談していたことがうかがえる。

史料一一 「幕府老臣連署状」⁽²⁹⁾

慶長期「煙草」禁令考

急度申入候、仍たはこ吸之儀弥御法度ニ被_レ仰出候間、於_レ御領分_レたはこ売買、同作之儀共以可_レ被_レ致_レ停止_二旨_一 上意候条、可_レ被_レ成_二其御心得_一候、恐々謹言

〔元和元年〕
〔永治〕

安藤対馬守

六月廿八日

重信

土井大炊助

利勝

酒井雅楽頭

忠世

島津陸奥守殿

人々御中

史料一二 「島津惟新書状」⁽³⁰⁾

猶々当年上方者霖雨如何候哉、爰元者六月之末迄つゆ晴不_レ申、如_レ此ふりつ、キ候儀者近年めつらしく候、下々の衆餘なる雨にて迷惑仕と承事候

今月六日之書状、同十七日到来細々令_二披見_一本望之到候、(中略)

一、其元たはこことくしくはやり、其匂ひに迷惑被_レ成之由尤存候、いつれ共たはこの儀は他国之人者なにと取持候共、御供衆歴々之事者神文之上

にて候間不_レ及_レ申候、或又小者、或人足以下も、自然世上二はやり候とて、大方之心得を以のミ候ハ、其科遁間敷由、よく被_二仰聞_一可_レ然存候事（中略）

元和元年

六月廿六日

惟新

陸奥守殿

まいる

史料一三 「島津惟新書状」⁽³¹⁾

（前略）

一、たはこの儀天下御法度之由諸国へ被_二仰出_一二付、御奉行衆分至_二貴所_一被_レ遣候廻文之趣、具二致_二拜見_一、得_二其意_一申候、弥以爰元之儀其分二堅可_レ申付_一候、如_二御存知_一、たはこの儀者是非共御法度堅固二被_二仰付_一候ハてハ以来可_レ為_二笑止_一儀多々存之由、此中我等申候つる、乍_二案中_一其段聊無_二相違_一と存事候、御分国中者御法度稠候へ共、求麻分于_レ今もたは_二商売_一通候由、内々承付候間、笑止二存、比紀州、町勝兵へ談合申、一昨日廿三日猿渡新介、長寿殿為_二見廻_一求麻へ差越候間、内蔵助殿迄此元たは_二堅法度申付候條_一、自然其表分商人衆な

と、たはこの荷物、此表へ通候ハてハ不_レ可_レ然候間、左様二無_レ之様_一二御領内へ被_二仰渡_一候て、可_レ給候、然問自今以後、求麻分此表へ可_レ通荷物は相改候様二真幸表へ内々申付候條、旁其御心得尤たるへき由申遣候、如_レ此求麻へも申越候跡二、市来八左衛門尉罷下、御奉行衆分_二御法度状致_一二一覽、愚老きとく二申合たると存事候、猶巨細之儀共伊勢兵部少輔迄申上せ候條不_レ詳候、恐々謹言、

朱カキ

「元和元年」

閏六月廿五日

惟新

陸奥守殿まいる

史料一二は義弘が家久に宛てた書状の写である。義弘は「其元たは_二ことくしくはやり、其匂ひに迷惑被_レ成之由尤存候_一」と記し、家久のいる鹿児島では煙草が大層流行し、その匂いに迷惑するというのは尤もであるという。たとえ他国の者がいかに所持していても、「御供衆歴々之事者神文之上にて候間不_レ及_レ申候」と、島津家の家中の歴々の者たちは神文を記した（煙草制禁を誓約した）上でのことなので（制禁は）言うまでもないという。このことから禁煙を神前で宣誓した起請文が

作成されたことがうかがえるから、かなりの徹底ぶりである。続いて義弘は、小者・人足以下の者であっても、流行しているからといって全体の心得（法度）を承知しているながら煙草を呑めば、その科は逃れようがない、よくよく申し伝えるのが肝要、と述べている。

史料二三にみえる「たはこの儀天下御法度之由諸国へ被^レ仰出^二二付、御奉行衆分至^三貴所^レ被^レ遣候廻文」は史料一一の連署状と思われる。家久方から義弘へ廻されたのであろう。義弘は二月に案じたとおり、改めて法度が幕府から来翰したことを機に「是非共御法度堅固^二被^二仰付^一候^レハてハ以来可^レ為^二笑止^一儀多々存」と禁令をより厳しく仰せつけるべきと家久に諫言する。分国中では、法度はよく行き渡っているが、（人吉藩の）球磨から今でも煙草を商売のために（領内へ）通しているのは承知している、残念なことだと述べる。義弘は比志島紀伊守国貞⁽³³⁾・町田勝兵衛尉久幸⁽³⁴⁾と相談し、「長寿殿⁽³⁵⁾」を見回りとして人吉へ遣わしたという。義弘はそのとき書状を認め「内蔵助殿」にまで次のように伝えた。曰く「こちらでは煙草法度を申しつけている、人吉より商人衆が煙草の荷物をこちらへ通さないように領内に触れて欲しい。これからは球磨からこちらへ通すべき荷は事前に検

品するようにと内々に真幸へ申しつけているのでお心得ください」と。この内蔵助殿は人吉藩家老相良（犬童）頼安とみられる⁽³⁶⁾。頼安へ申し伝えたあとに、市来八左衛門尉⁽³⁷⁾がやってきて、（先月二八日付の）御奉行衆よりの法度状を披見した、私の意見と奇妙にも申し合わせた（ような内容である）と思う、と義弘は「幕府老臣連署状」の通達内容が自らの考えと一致している事を家久に述べているのである。このように義弘が幕法を遵守すべしとする強い煙草禁制論者であること、さらに真幸や球磨といった隣国国境に対し荷制限を依頼するなど、制禁の徹底を進めていることがわかる。

以上、義弘と家久間の煙草を巡るやり取りを紹介した。この後関係する記述は見えないが、元和元年段階で、薩摩領国中に煙草が蔓延し、城内家中や女房などにまで広がっており、二人がかなりの危機感を持っていたことがうかがえるのである。

四 中野七蔵について

さて「はじめに」で紹介した慶長二〇年のものとされる「小田井宿名主安川文書」について改めてみてみよう（番号・傍線は筆者施）。

今度たはこの事重而御法度被仰付事

①一、たはこのミ申間敷候事

②一、たはこ郷中にてつくり申間敷候事

③一、たはこうりかい申間敷候事

右之分相そむき申、たはこのミ申か、又ハ

郷中二つくり申か、うりかい申候ハ、そ

にん次第二五人くミ共二御せいはい可_レ被_二

仰付_一候、一札如_レ件、

う七月五日

五木村

中野七藏様御申候

将監(印)

内容は簡条書(①)〜③)すなわち喫煙・作付・売買の

三観点による全面禁令である。したがって、内容的に慶

長二〇(元和元)年以降の文書であることは間違いない。

この文書を取り上げた児玉幸多氏は「信濃国佐久郡五

木村の肝煎が、煙草の吸引・栽培・売買の禁令に対する

誓状を出して、それに背いた時は五人組ともに成敗を受

けても申分ないというもの」と評価された³⁸⁾。これを受け

る各種辞典類も、元和元年には五人組制度が成立してい

たと記述するなど、通説となっている³⁹⁾。『大日本史料』

はこの中野七藏様「御申候」を脇付と考え、中野を「宛

所」すなわち将監が中野へ宛てたものと捉えている。こ

簡条書

本文

の七藏は、幕府代官中野重吉で、上野国富岡代官であつた時期もある⁴⁰⁾。したがって中野重吉存命中の発給文書となる。中野重吉自身は寛永元(一六二四)年に没しているから、すなわち「卯」年は慶長二〇年以外にはありえないのである。

しかし、児玉氏の指摘する点については問題点もある。まず第一に、この文書以外に同文・同年月日のものが四通、安川家文書のなかに含まれている。しかも差出人はいずれも異なっている。差出人が違う同文言の文書が複数同一文書群に残されているのは不審である。これらは何らかの写の可能性が高い。

第二に、この文書の構造をみると、「簡条書」(①)〜③)のあと、次に続く「本文」は、「訴人次第、すなわち訴えの内容次第で五人組が罪科に処せられる」と記している。簡条書の逐条部分と本文の傍線部は対応はしているものの、①)〜③)とまったく同内容(傍線部)を記しているだけである。

なお、信濃国内で最も古い五人組関係史料は、本史料を除けば現在のところ寛永一七(一六四〇)年三月一日「信州佐久郡下桜井村五人組御帳」であり⁴¹⁾、仮に本史料を慶長二〇年とすれば、両者に二五年の開きがある。

五人組帳の存在がないからといって、五人組自体の制度がないとは言えない。しかし、その間「五人組」の史料上での用例がまったく見えないことは、やや違和感が残る。

第三に三ヶ条の法度形式の定書として煙草禁制が慶長二〇年の段階で出された事例はこれ以外はない。いずれも幕府老臣による奉書である。その点でこの文書は異例といえる。

第四の疑問は、兎玉氏が評価した「信濃国佐久郡五木村」自体存在しない点である。本史料が信濃国に関するものでないとすると、少なくとも慶長二〇年段階で「五人組」が「制度」として信濃国で「確立」していた、という前提は崩れる。

なお富岡代官所のある隣国上野国にもこの地名はない。関東周辺を管見すると、江戸川左岸下総国葛飾郡五木村ごきむら（現在の千葉県野田市五木）が唯一の村名である。五木村は旗本領と幕府領が混在し、のち幕府直轄領は五木新田村となった。

以上から本史料は信濃国に直接かわるものではないことが明らかになった。少なくとも兎玉氏が、本史料をもつて、江戸幕府による「五人組制度」が慶長二〇年に

始まったとすることには、再考する余地があるといえよう。

本文書は、五木村将監の印が付されておりこれ自体は原本である。しかしこの文書を所持する小田井宿安川氏との関係は不明である。なお葛飾郡五木新田村の近隣に同じく幕府領の藤原新田村（千葉県船橋市）がある。この村役人家に安川氏あしかわがおり近世後期には手習師匠家（安川舎）としても知られている。その系譜や系図は不明であるが、この家の一族が慶長二〇年以降、何らかの理由で佐久郡に土着した可能性もあるのかもしれない。⁴³

このように評価の難しい史料であるが、本史料がまったくの偽書であるとは言い切れない。幕府老臣の奉書のかたちの条目の形でなくとも、地域のなかでそれを踏まえた「箇条書」の文書が作成される可能性も否定できない。実際に、煙草禁制「箇条書」の一つ書き三ヶ条の内容は農民教化の観点では矛盾する内容ではなく、また五人組による連座制を強調する書付の「本文」の内容は、それ自体で完結しており、これも農民を教化するために作成された一文としてとらえることも可能だからである。中野七蔵は実在する幕府草創期の関東・甲信のかつての代官であった。佐藤孝之氏は、七蔵が「幕領支配のう

えに幅広い権限を有していた」と評価する⁽⁴⁴⁾。また本史料の発給者とみられる黒印を使用している「将監」に注目したい。将監はどのような階層に位置づけられる人物だろうか。近世初期の百姓印判について検討した笹本正治氏は、戦国時代の印判が広く浸透したことで、近世初頭の特に名主層が印や捺印行為自体を「武士のステイタスシンボル」として理解していたのではないかとする⁽⁴⁵⁾。

ここに見る「将監」は実名を記さない官途名を名乗っている。これが地域のなかで名乗る在地官途であることは想像できる。一七・一八世紀の村落内印を網羅的に収集した千葉真由美氏の研究をもとに、この在地官途に着目してみよう。千葉氏の分類表によれば、略押でない黒印を使用する村落内の捺印のなかに、右近（文禄三年・相模国池子村）、織部・外記（元和七年カ、武蔵国太田窪村）、民部（元和七年カ、武蔵国文蔵村）、もとと（寛永五年、相模国煤ヶ谷村）、雅楽助（寛永一八年、上総国台方）などの「官途のみの署名・印」が近世初頭の関東に集中してみえる⁽⁴⁶⁾。彼らのほとんどは名主を名乗っており、村落内の村役人と位置付けられる。このことから、五木村の「将監」も村落内で黒印を使用する名主階層の一人と考えられる。

佐藤氏は、近世前期には中野のような幕府領支配の中心となる代官の下に、中世の在地土豪から登用された多数の「土豪代官」⁽⁴⁷⁾が存在したともいう。将監もこの土豪代官の一人と考えることもできるだろう。将監はかつての天領代官中野氏に仮託し、前代にさかのほって村落内へその命令を示達した可能性もある。推測を重ねれば葛飾郡五木村および新田村は幕府領を含む旗本領であったが、この史料はその周辺で作成された可能性もあるだろう。その後の文書の伝来過程は不明点である。安川氏の出自と含めて今後の検討としたい。

おわりに

以上、江戸時代初期の煙草禁令文書を概観した。本稿で明らかになった点を簡単にまとめておきたい。喫煙禁止のみであった幕府法令が次第に作付・売買まで禁止するまでに至り、当時煙草の受容がかなり広がっていたことがうかがえる。このことに苦慮した島津氏の文書からも、近世初頭に武家階層や女房衆の喫煙の広がりが明瞭に読み取れる。島津家の場合、下達される幕府法令に対し、そしてそれを受容する社会階層（大名や家中など）の実態および受け止め方がうかがえる事例とい

える。

いっぽう信濃国では、最も古い煙草禁令および五人組史料とされてきた安川家文書について、作成年代・作成地について再検討の必要があることを指摘した。これによって近世初頭の信濃国における煙草禁制の受容については改めて検討する必要があるが生まれた。

註

- (1) このうち前近代史料は宇賀田為吉『煙草文献総覧 和書之前篇』たばこ総合研究センター、一九七七年による。
- (2) この研究史については鈴木達也「最古の「タバコ」記述」〔喫煙伝来史〕思文閣出版、一九九九年〕参照。
- (3) 『大日本史料』一一二―一二一、一八七頁。
- (4) 見玉幸多『江戸時代の農民生活』大八洲出版、一九四七年。のち『近世農村生活史』として一九五一年再刊。新稿版一九五七年。本稿では復刊版二〇〇六年、二二二頁を引用。
- (5) 「当代記四」〔大日本史料』一二―一三、七五九頁、積文は史料四参照〕。
「異本塔寺長帳」一六〔大日本史料』一二―一三、七六〇頁〕。
慶長四年己亥今年異国ヨリ苘若始テ渡ル、依之文字不定、或ハ苘若又長命草、煙草又煙筒モ同前也、氣瀨留奇通吸卜書、未詳、
- (6) 「相良家年代記」〔大日本史料』一二―一三、七六〇頁〕。
慶長九甲辰タバコ始ル、球磨郡ヘハキセル始テ出来ル、
「当代記」五。また「崎陽古今物語」には「龍伯様（龍伯）惟新様至御代に、日本国中天下よりたはこ御制禁に被仰渡」とある（いずれも『大日本史料』一二―一六、慶長一四年七月条、五〇七―五一〇頁）。
- (7) 「條々」〔御当家令條』二九、『大日本史料』一二―一〇、五頁〕。
- (8) 「上杉家触留」慶長一七年八月一三日条〔大日本史料』一二―一〇、四三―四五頁〕。
- (9) 『大日本史料』一二―一三、七五九頁。
- (10) 『吉川家文書』三、三〇一頁。
- (11) 『大日本史料』一二―一〇、六頁。慶長一七年八月六日条。
- (12) 「直江重光書翰留」〔大日本史料』一二―一〇、慶長一七年八月六日条、七頁〕。
- (13) 「黒田文書」〔大日本史料』一二―二一、元和元年六月二八日条、一八二頁〕。
- (14) 『大日本史料』一二―二一、元和元年六月二八日条、一八六頁。
- (15) 同右。
- (16) 「東武實録」〔大日本史料』一二―二五、元和二年一〇月三日条、六四六頁〕。
- (17) 寛永一九年六月二八日「御制法」〔編年史料稿本』七、

- 四七頁、東京大学史料編纂所蔵)。注(4)児玉前掲書、一六七頁。
- (18) 寛文七年二月十九日「憲法編年録」(『編年史料稿本』一九三、六九頁)。
- (19) 『長野県史 通史編四』近世一、一九八七年、五六四頁。
- (20) 『山梨県史 通史編三』近世一、五七四頁。甲斐国では信州中馬を通じてかなりの甲州煙草が伊那・松本へ販売されていた(同五六一～五六三頁)。
- (21) 『崎陽古今物語』(『大日本史料』一二一三、七六〇・六一頁)。
- (22) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』一九八二年、一二二二番。以下『旧記雑録後編四』と略。「薩藩旧記雑録」の記述によれば、この文書は、「薩藩旧記雑録」編纂の段階で「官庫」四拾八番箱中に保管されており、照合して写し取りがおこなわれた。「薩藩旧記雑録」は薩摩藩記録所奉行の伊地知季安と子の季通によってまとめられた編年古文書集成である。薩摩藩の修史事業と「薩藩旧記雑録」については林匡「鹿児島県記録所と文書管理」(国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、二〇〇八年)、五味克夫「薩藩史料伝来の事情と事例」(同『近世の島津一族と家臣』戎光祥出版、二〇一八年)、畑山周平「薩摩藩の修史事業と島津氏をめぐる言説の関係とは?」(新名仁編『中世島津氏研究の最前線』戎光祥出版、二〇一八年)などを参照。史料一〇の積文は原本により補訂した。
- (23) 天正五(一五七七)年生まれ、馬越・清水・小林等の地頭で、慶長一九年御使として江戸へ上っている(『鹿児島県史料集』一三 本藩人物誌)一九七三年、八五頁。以下「人物誌」と略)。
- (24) 「二十四慈眼公中」(『大日本史料』一二二一、一八五・六頁)。
- (25) 比志島国隆は天正四(一五七六)年に紀伊守国貞嫡子として生まれ、朝鮮出兵などに従軍、元和六(一六二〇)年に家督相続する。寛永元(一六二四)年に家久の家老に抜擢されるが、罪科により同四年被免、種子島に流罪のち切腹(『人物誌』二五二頁)。
- (26) 又七郎は、薩摩藩家老鎌田政近の次男政當の嫡男政統にあたる。慶長二(一五九七)年に生まれた。翌年父が死去し、祖父政近も慶長一〇(一六〇五)年に没している。寛永一四(一六三七)年に家老を仰せつかり、政近由緒の指宿地頭となった。正保元(一六四五)年没(『人物誌』八三頁)。
- (27) 中村文「江戸時代の女性の喫煙の諸相」館かおる編『女性とたばこの文化誌』世織書房、二〇一一年、一一〇頁。
- (28) 中村前掲注(27)論文、一〇九頁。
- (29) 『薩藩旧記増補』(『大日本史料』一二二二、元和元年六月二八日条、一八三頁)、『旧記雑録後編四』五九八年六月二八日条、一八三頁)。
- (30) 『薩藩旧記増補』(『大日本史料』一二二二、元和元年六月二八日条、一八三頁)、『旧記雑録後編四』五九七年六月二八日条、一八三頁)。

頁。

- (31) 『旧記雑録後編四』六〇二頁。
(32) 猿渡信商。大坂の陣の際には鎌田左京亮とともに御使として江戸へ送られている(『人物誌』一六一頁)。
(33) 国貞は天文二四(一五四五)年生まれ、慶長元(一五九六)年家老職となる。慶長一五年の島津家久江戸参勤では随勤し駿府城で家康に御目見する。元和六(一六二〇)年没(『人物誌』二二四頁)。
(34) 町田忠綱の猶子で弟。慶長二六(一六二一)年頃島津家久の家老。寛永元(一六二四)年江戸で没。
(35) 長寿院盛淳の先祖はもと畠山氏の出であるとされ、摂津守護畠山氏の出で天文年間に薩摩国に下ったという(『人物誌』二二三頁)。盛淳は紀州根来山で修行し帰国後、安養院住持となったが僧籍のまま島津義久の家老となったという。関ヶ原合戦で義弘の陣羽織を着用し戦死した(『人物誌』五七頁)。本文中の「長寿殿」は実名は不明であるが、義弘からの殿付は、三管領家につながる畠山姓に対する敬称と考えられる。とすれば盛淳の跡を継いだ畠山式部がこれにあたるか。
(36) 相良頼安の母は家久の息女(義弘の養女)である(『人物誌』一六〇頁)。たとえば慶長一〇年代に比定される「島津家久書状」(『島津家文書』一五二八)には、「内蔵助殿息誕生之由誠珍重存候」と頼安の子誕生を家久が祝賀する書状を送っている如く、島津氏と相良(犬童)氏は近親関係にある。「島津国史」にも、義弘は相良氏に使を送りこれを禁じることが告げたとある(注(14)と同

じ)。

- (37) 市来家繁。市来軍助の子で御使役。元和・寛永期には伊作等の地頭を勤める。知行七百石。寛永一三年没。(『人物誌』一五頁)。
(38) 前掲注(4)と同じ。
(39) 例えば「五人組」(『国史大辞典』吉川弘文館)など参照。
(40) 中野重吉は慶長五(一六〇〇)年の関ヶ原合戦ののち、美濃国代官、同六年から甲斐・常陸・下総・尾張国の檢地をおこなう。文禄、元和年間に上野国西部の代官、慶長六年甘楽郡宮崎に陣屋を置いた。慶長一七年に同郡富岡に陣屋を移した。元和三(一六一七)年松平康長に所領を割渡している。元和四年に安房国檢地、元和五年遠江国中泉代官となった。また信濃国伊那郡代官宮崎氏に遠江の幕領を割渡している。この時期、上野国等の代官も兼任している。寛永元(一六二四)年没。以上のようにも、関東甲信、東海地域の代官として天領における地域支配の中核を担っていたといえる(村上・和泉・佐藤・西澤編『徳川幕府全代官人名辞典』東京堂出版、二〇一五年、三三七頁。執筆は佐藤孝之氏)。
(41) 『佐久市志』歴史編三近世、一九九二年、二二七頁。
(42) 石山秀和「手習塾」安川舎の考察―手習塾の地域社会内での位置―(『近世手習塾の地域社会史』岩田書院、二〇一五年。初出は一九九九年)。
(43) 中近世移行期、関東から信濃へ移住した武士については拙稿「一六世紀後半高井郡における地域間交流―上州

境を中心に」(『信濃』六九—二二、二〇一七年)がある。

(44) 佐藤孝之「近世前期遠州の所領構成と中泉代官」(『近世前期の幕領支配と村落』巖南堂書店、一九九三年、七五頁。初出一九八六年)。

(45) 笹本正治「近世百姓印章の一考察—形態変化を中心にして—」(『日本古文書学論集』一三、吉川弘文館、一九八七年)。

(46) 千葉真由美「近世の惣百姓印」(有光有学編『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院、二〇〇六年、三八二—四〇六頁)。

(47) 例えば注(44)佐藤前掲書、四頁に概念規定されている。